

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想



令和3年9月
(一部変更 令和5年9月)
真岡市

目 次

第1	農業経営基盤の強化に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	3
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき 農業経営の指標	11
第3	農業を担う者の確保及び育成に関する事項	14
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	16
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目 標	16
2	農用地の利用関係の改善に関する事項	17
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	17
1	地域計画推進事業に関する事項	18
2	利用権設定等促進事業に関する事項（地域計画策定までの経過措置に限る。）	18
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その 他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	22
4	公益財団法人真岡市農業公社が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託 を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	24
5	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	25
6	地域計画（策定前にあつては、実質化された人・農地プラン）との一体的な運用に 関する事項	25
7	経営改善計画の目標達成に向けた支援に関する事項	25
第6	その他	26
別紙1	（第5の2（2）関係）	27

第1 農業経営基盤の強化に関する目標

- 1 真岡市は栃木県の南東部に位置しており、農村地域を営農形態、水系等から大別すると小貝川・五行川の水系からなる東部水田地帯と一部の水田を含めた台畑を中心とする中部台畑地帯、鬼怒川水系からなる西部水田地帯の三つの地帯に分かれている。これらの立地条件を生かして水稻を主体とする農業生産を展開してきたが、近年、経営の安定化を図るため、施設園芸が経営の主体となっている。

今後も、収益性の高い施設園芸等を主体とした経営類型を、担い手を中心に導入して、地域として更に産地化の強化を図る。また、耕種を中心とする経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等において、その役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

- 2 真岡市の農業構造については、恒常的就労による安定な兼業農家が多く見受けられるが、兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は、これまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代時を機に急速に農地の流動化が進む傾向が高まってきた。

一方、農業就業人口の高齢化や減少、及び農業後継者の不在等により、遊休農地が増加傾向にあり、周辺農地の耕作に支障を及ぼすおそれがある。

- 3 真岡市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成する。

具体的な経営の指標は、真岡市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり500万円程度、1個別経営体当たり620万円～740万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営体が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

- 4 真岡市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たっては、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、真岡市は、はが野農業協同組合、芳賀農業振興事務所等が十分なる相互の連携の下で、指導を行うため設置した「真岡市担い手育成総合支援協議会」（以下「協議会」という。）により、集落における農業の将来展望と、それを担う経営体を明確にするため話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、集団及びこれらの周辺農家に対して協議会が主体となって経営診断、経営改善方策の提示を行い、地域の農業者が主体性を持って地域の農業の方向性を定めることにより、各農業者の経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう支援する。

特に、土地利用型農業で経営改善を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、公益財団法人真岡市農業公社が核となり、農業委員や農地利用最適化推進委員などによる掘り起こし活動を

強化して、農地の貸し手と借り手を適切に結びつけて利用権設定等を進める。併せて農地中間管理機構に結び付ける。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

さらに、農地の流動化により、経営規模を拡大しても農地が分散している場合があるので、スケールメリットを十分に享受するため、農地集約の推進を図る。併せて、集約的な経営展開を助長するため、芳賀農業振興事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

農用地の利用集積が遅れている集落においては、地域での話し合いと合意形成を促進し、集落営農組織間の連携や合併等の再編の推進を行い、広域的に農業経営を営む大規模経営体の育成・法人化等、地域の実態に即した広範囲に農業を引き受ける担い手の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。特に、認定農業者が不足する集落においては、特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及・啓発に努め、集落営農の組織化・法人化に取り組めるよう指導、助言を行う。

また、生産組織は、効率的な農作業を行う上で重要な存在であると同時に、農地所有適格法人等への母体として重要な位置づけをもっており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより農業情勢に即した生産組織を育成し、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

なお、市内の農業の重要な担い手である女性農業者については、女性の農業経営への参画を図るため、家族経営協定の締結や農業改善計画の共同申請の推進、集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。また、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理と農村コミュニケーションの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他兼業農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条の農業経営改善計画の認定制度については、望ましい経営体の育成施策の中心に位置づけ、農用地の認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとする。

- 5 真岡市は、新規の集約的作物導入を図るため、芳賀農業振興事務所・はが野農業協同組合等と連携しマーケティング面から検討を行い、首都圏への新鮮な野菜等の供給基地として戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する指導を行い、水稲と組み合わせて複合経営とすることにより、農業の発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成に必要な指導等を重点的に行う。

- 6 真岡市は、地域計画（策定前には、実質化された人・農地プラン）に基づき、担い手への農地集積による土地利用型農業の体質強化を図るとともに、農業従事者の高齢化や後継者不足等による農地の遊休化を防止する施策を講じ、農地の有効活用を目指していく。

- 7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

- (1) 新規就農の現状

真岡市の令和2年度の新規自営就農者は18人であり、近年の減少傾向からやや増加したが、従来からの基幹作物であるいちごをはじめとした園芸農業の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、真岡市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる40代以下の農業従事者の拡大（40万人【令和5年まで】）及び栃木県が策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた青年新規就農者の確保目標300人を踏まえ、真岡市においては年間20人の確保を目標とする。

また、特に減少傾向が著しい女性農業者の育成・確保を推進する。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

真岡市及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の4割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得200万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた真岡市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から研修、就農、経営定着の段階まで、関係機関が連携してきめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、雇用就農の受け皿となる法人等の増加に努めるとともに、就農希望者に対して、農地については真岡市農業委員会、真岡市農業公社、農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については芳賀農業振興事務所、はが野農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に真岡市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、真岡市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。（主たる農業従事者の年間農業所得500万円程度、1個別経営体当りの年間農業所得620万円～740万円程度とした。）

【個別経営体】

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>水稲 + 麦 + 大豆 + 作業受託</p>	<p>〈作付面積等〉 水稲 = 8.0ha 麦 = 4.0ha 大豆 = 4.0ha 作業受託(大豆+ 麦) = 6.0ha 〈経営面積〉 18.0ha</p>	<p>〈資本整備〉 ・トラクター (34PS) 2台 ・田植機 (6条植) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台 ・大豆コンバイン 1台 〈その他〉 ・乾燥は、RC、CE利用又は乾燥機(25石2台)利用 ・無人ヘリによる農薬散布委託 ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・麦、大豆は水田作とし、二毛作 ・利用権設定による農地集積</p>	<p>・複式簿記の活用 ・青色申告の実施</p>	<p>・家族労働 2人 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p>
<p>いちご</p>	<p>〈作付面積等〉 いちご = 0.5ha 〈経営面積〉 0.5ha</p>	<p>〈資本整備〉 ・単棟ハウス 5,000 m² ・空中採苗施設 1台 ・夜冷育苗施設 1台 ・高設栽培システム 20a ・炭酸ガス発生装置 1式 ・電照設備 1式 ・予冷库 1台 〈その他〉 ・スマート農業技術の導入による生産性向上</p>	<p>・複式簿記の活用 ・青色申告の実施</p>	<p>・家族労働 2人 ・臨時雇用 3人 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入</p>
<p>トマト</p>	<p>〈作付面積等〉 トマト = 0.6ha 〈経営面積〉 0.6ha</p>	<p>〈資本整備〉 ・低コスト耐候性ハウス 6,000 m² (3,000 m²×2棟) ・ロックウール給液ユニット 自動給液、自動換気、暖房、 カーテン装置 〈その他〉 ・共選による出荷労力の軽減 ・スマート農業技術の導入による生産性向上</p>	<p>・複式簿記の活用 ・青色申告の実施</p>	<p>・家族労働 4人 ・臨時雇用 2人 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入</p>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
なす (促成 + 養液栽培)	〈作付面積等〉 なす(促成+養液栽培) = 0.4ha 〈経営面積〉 0.4ha	〈資本整備〉 ・大型連棟ハウス 4,000 m ² (2,000 m ² ×2棟) ・ロックウール給液ユニット 自動給液、自動換気、暖房、 カーテン装置 〈その他〉 ・契約栽培の取り組み ・スマート農業技術の導入による 生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族労働 2人 ・臨時雇用 1人 ・家族経営協定の 締結に基づく給料 制、休日制の導入 ・収穫期に臨時雇 用の導入
切花 (スプレーマム)	〈作付面積等〉 スプレーマム (周年) = 0.5ha 〈経営面積〉 0.5ha	〈資本整備〉 ・低コスト耐候性ハウス 5,000 m ² ・トラクター 22PS 1台 ・選花機 1台 ・冷蔵庫 1台 ・動力噴霧器 (3PS) 1台 ・土壌消毒機(蒸気) 1/5台 〈その他〉 ・スマート農業技術の導入による 生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族労働 2人 ・常時雇用 0.5人 ・家族経営協定の 締結に基づく給料 制、休日制の導入 ・常時雇用の導入
鉢物 (シクラメン等)	〈作付面積等〉 シクラメン = 0.4ha ゼラニウム = 0.3ha 〈経営面積〉 0.4ha	〈資本整備〉 ・連棟ハウス 4,000 m ² ・動力噴霧器 (3PS) 1台 ・土壌消毒機 1台 ・ポットイングマシーン 1台 〈その他〉 ・スマート農業技術の導入による 生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族労働 2人 ・常時雇用 2人 ・家族経営協定の 締結に基づく給料 制、休日制の導入 ・常時雇用の導入
酪農	〈作付面積等〉 成牛 = 40頭 育成牛 = 15頭 飼料作物 = 7ha 〈経営面積〉 7.0ha	〈資本整備〉 ・牛舎1棟 440 m ² ・トラクター(87PS・62PS)各1台 ・コーンハーベスター (2条) 1台 ・ロールベラー(1.8巾) 1台 ・ローダー (1.5 m ²) 1台 ・マニアスプレッダ(6 m ²) 1台 〈その他〉 スマート農業技術の導入による 生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族労働 2人 ・家族経営協定の 締結に基づく給料 制、休日制の導入 ・臨時雇用 (ヘルパー)の活用

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
養豚	〈作付面積等〉 繁殖豚 = 80 頭 種雄豚 = 5 頭 肉豚 = 800 頭 出荷肉豚 =1,760 頭	〈資本整備〉 ・繁殖豚舎 240 m ² 2 基 ・種雄豚舎 120 m ² 1 基 ・育成豚舎 80 m ² 1 基 ・分娩豚舎 58 m ² 1 基 ・肉豚舎 350 m ² 1 基 ・ふん尿処理施設 1 基 〈その他〉 スマート農業技術の導入による 生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族労働 2.5人 ・家族経営協定の 締結に基づく給料 制、休日制の導入
水稻 + 麦 + 大豆 + たまねぎ	〈作付面積等〉 水稻 = 7.0ha 麦 = 3.5ha 大豆 = 3.5ha たまねぎ = 1.0ha 〈経営面積〉 11.5ha	〈資本整備〉 ・トラクター (34PS) 2台 ・田植機 (6条植) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台 ・ロータリー 1.7m 1台 ・大豆コンバイン 1台 〈その他〉 ・乾燥は、RC、CE利用又は乾 燥機(25石2台)利用 ・麦、大豆は水田作とし、二毛作 ・利用権設定による農地集積 〈その他〉 ・スマート農業技術の導入による 生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族労働 4人 ・臨時雇用 3人 ・家族経営協定の 締結に基づく給料 制、休日制の導入 ・収穫期に臨時雇 用の導入
水稻 + いちご	〈作付面積等〉 水稻 = 3.5ha いちご = 0.25ha 〈経営面積〉 3.75ha	〈資本整備〉 ・単棟ハウス 2,500 m ² ・空中採苗施設 1台 ・夜冷育苗施設 1台 ・炭酸ガス発生装置 一式 ・電照設備 一式 ・トラクター (25PS) 1台 ・田植機 (5条植) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台 〈その他〉 ・乾燥は、RC、CE利用又は乾 燥機(25石2台)利用 ・無人ヘリによる農薬散布委託 ・スマート農業技術の導入による 生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族労働 2人 ・臨時雇用 1人 ・家族経営協定の 締結に基づく給料 制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 + いちご + たまねぎ	〈作付面積等〉 水稻 = 3.5ha いちご = 0.5ha たまねぎ = 0.2ha 〈経営面積〉 4.2ha	・単棟ハウス 5,000 m ² ・空中採苗施設 1台 ・夜冷育苗施設 1台 ・炭酸ガス発生装置 一式 ・電照設備 一式 ・トラクター(25ps) 1台 ・田植機(5条)1台 ・コンバイン(3条)1台 〈その他〉 ・乾燥は、RC、CE利用又は乾燥機(25石2台)利用 ・無人ヘリによる農薬散布委託 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族労働 2人 ・臨時雇用 2人 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
水稻 + にら	〈作付面積等〉 水稻 = 3.5ha にら = 0.8ha 〈経営面積〉 4.3ha	〈資本整備〉 ・パイプハウス 8,000 m ² ・播種機及び定植機 1台 ・ニラ採取機 1台 ・トラクター (25PS) 1台 ・田植機 (5条植) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台 〈その他〉 ・乾燥は、RC、CE利用又は乾燥機(25石2台)利用 ・無人ヘリによる農薬散布委託 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族労働 3人 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入
水稻 + 夏秋なす + 半促成なす	〈作付面積等〉 水稻 = 3.5ha 夏秋なす = 0.3ha 半促成なす = 0.15ha 〈経営面積〉 3.95ha	〈資本整備〉 ・パイプハウス (K-21) 5棟 ・トラクター (25PS) 1台 ・田植機 (5条植) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台 ・動力噴霧器 1台 〈その他〉 ・乾燥は、RC、CE利用又は乾燥機(25石2台)利用 ・無人ヘリによる農薬散布委託 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族労働 2人 ・臨時雇用 2人 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p> 水稲 + 麦 + 夏秋なす </p>	<p> 〈作付面積等〉 水稲 =4.0ha 麦 =3.0ha 夏秋なす = 0.4ha 〈経営面積〉 7.4ha </p>	<p> 〈資本整備〉 ・トラクター (25PS) 1台 ・田植機 (5条植) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台 ・動力噴霧器 1台 〈その他〉 ・乾燥は、RC、CE利用又は乾燥機(25石2台)利用 ・無人ヘリによる農薬散布委託 ・スマート農業技術の導入による生産性向上 </p>	<p> ・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 </p>	<p> ・家族労働 2人 ・臨時雇用 1人 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・収穫期の臨時雇用の導入 </p>
<p> 夏秋なす + メロン </p>	<p> 〈作付面積等〉 夏秋なす=0.4ha メロン =0.8ha 〈経営面積〉 1.2ha </p>	<p> 〈資本整備〉 ・パイプハウス 8,000 m² ・トラクター (25PS) 1台 ・動力噴霧器 1台 〈その他〉 ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・トンネル栽培の導入 </p>	<p> ・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 </p>	<p> ・家族労働 2人 ・臨時雇用 3人 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入 </p>
<p> 水稲 + 夏秋なす + 春菊 </p>	<p> 〈作付面積等〉 水稲 =3.5ha 夏秋なす =0.4ha 春菊 =0.1ha 〈経営面積〉 4.0ha </p>	<p> 〈資本整備〉 ・パイプハウス 1,000 m² ・トラクター (25PS) 1台 ・田植機 (5条植) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台 ・動力噴霧器 1台 〈その他〉 ・乾燥は、RC、CE利用又は乾燥機(25石2台)利用 ・無人ヘリによる農薬散布委託 ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・トンネル栽培の導入 </p>	<p> ・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 </p>	<p> ・家族労働 2人 ・臨時雇用 1人 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・収穫期の臨時雇用の導入 </p>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 + 夏秋なす + レタス	〈作付面積等〉 水稻 =3.5ha 夏秋なす=0.3ha レタス =1.5ha 〈経営面積〉 5.3ha	〈資本整備〉 ・トラクター (25PS) 1台 ・田植機 (5条植) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台 ・動力噴霧器 1台 ・レタス包装機 1台 ・定植機 1台 ・小トンネルハウス 〈その他〉 ・乾燥は、RC、CE利用又は乾燥機(25石2台)利用 ・無人ヘリによる農薬散布委託 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族労働 2人 ・臨時雇用 3人 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入
水稻 + 夏秋なす + ブロッコリー	〈作付面積等〉 水稻 =3.5ha 夏秋なす =0.3ha 春ブロッコリー =0.5ha 秋ブロッコリー =1.0ha 〈経営面積〉 5.3ha	〈資本整備〉 ・トラクター (25PS) 1台 ・田植機 (5条植) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台 ・ブームスプレーヤー 1台 ・定植機 1台 ・小トンネルハウス 〈その他〉 ・乾燥は、RC、CE利用又は乾燥機(25石2台)利用 ・無人ヘリによる農薬散布委託 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族労働 2人 ・臨時雇用 2人 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入

(注) 1 個別経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここまで、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人としている。

2 RCとはライスセンター、CEとはカントリーエレベーターのことである。

【組織経営体】

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + 麦 + 大豆 + 作業受託	〈作付面積等〉 水稲 =20.0ha 麦 =10.0ha 大豆 =10.0ha 作業受託(水稲・ 麦・大豆)=20.0ha 〈経営面積〉 50.0ha (主たる従事者2人)	〈資本整備〉 ・トラクター (60PS) 3台 ・田植機 (8条植) 3台 ・コンバイン 5条刈3台又は6条 刈2台 ・大豆コンバイン 1台 ・乗用型多目的作業機 3台 ・乾燥機 (50石) 5台 〈その他〉 ・麦、大豆は水田作とし、二毛作 ・乾燥は、RC・CE利用の検討 ・集落での話し合いにより、作付 の団地化を図る。 ・労働配分に留意し、作付計画 を立てる。 ・スマート農業技術の導入による 生産性向上	・法人化し経理を 一元化する。	・主たる従事者の年 間労働時間 2,000 時間

- (注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で地域の他産業従事者と遜色のない水準の生涯所得を行い得るもの(例えば、農事組合法人、株式会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの)。
- 2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者の所得の平均が第1で掲げる目標に到達することを基本とする。
- 3 RCとはライスセンター、CEとはカントリーエレベーターのことである。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の7の(2)に示したような目標の達成を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に市内で展開している優良事例を踏まえつつ、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 ＋ 麦 ＋ 大豆	〈作付面積等〉 水稲 = 3.0ha 麦 = 2.0ha 大豆 = 2.0ha 〈経営面積〉 5.0ha	〈資本整備〉 ・トラクター (35ps) 1台 ・田植機 (5条植) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台 ・乾燥は、RC、CE利用又は乾燥機(25石2台) ・大豆収穫機、選別機 1/3台 〈その他〉 ・麦、大豆の二毛作とする ・作付の団地化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2人 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入
いちご	〈作付面積等〉 いちご = 0.15ha 〈経営面積〉 0.15ha	〈資本整備〉 ・単棟ハウス 1,500 m ² 自動換気・カーテン装置 夜冷施設・予冷施設・育苗施設 畝上機・動力噴霧器 各1台 〈その他〉 ・出荷規格の簡素化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2人 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
トマト	〈作付面積等〉 トマト = 0.3ha (0.15ha) 〈経営面積〉 0.3ha (0.15ha) ()は養液栽培	〈資本整備〉 ・パイプハウス 3,000 m ² (・連棟ハウス 1,500 m ² 養液栽培設備、暖房機一式) ()は養液栽培 〈その他〉 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2人 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入
にら	〈作付面積等〉 にら = 0.2ha 〈経営面積〉 0.2ha	〈資本整備〉 ・パイプハウス 2,000 m ² ・にら袴取機 1台 〈その他〉 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2人 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入
なす	〈作付面積等〉 なす = 0.25ha 〈経営面積〉 0.25ha	〈資本整備〉 ・トラクター(25ps) 1台 ・支柱用パイプ 〈その他〉 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2人 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入
切花 (スプレーマム)	〈作付面積等〉 スプレーマム = 0.15ha 〈経営面積〉 0.15ha	〈資本整備〉 ・連棟ハウス 1,500 m ² ・灌水施設、暖房機 1,500 m ² 〈その他〉 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2人 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入
鉢物 (シクラメン等)	〈作付面積等〉 シクラメン = 0.1ha 〈経営面積〉 0.1ha	〈資本整備〉 ・連棟ハウス 1,000 m ² ・灌水施設、暖房機 〈その他〉 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2人 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農	〈飼養頭数等〉 成牛 = 20 頭 育成牛 = 8 頭 飼料作物 = 6ha 〈経営規模〉 20 頭	〈資本整備〉 ・牛舎 200 m ² (バーンクリーナー方式) ・トラクター(68ps) 1/4 台 ・トラクター(30ps) 1 台 ・堆肥舎 120 m ² ・尿溜 1 基 〈その他〉 ・スマート農業技術の導入 による生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2 人 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入
アスパラガス	〈作付面積等〉 アスパラガス=0.2ha 〈経営面積〉 0.2ha	〈資本整備〉 ・トラクター (30ps) 1 台 ・管理機 1 台 ・保冷库 1 台 ・園芸用パイプハウス 2000 m ² 〈その他〉 ・耕畜連携による堆肥の活用 ・スマート農業技術の導入 による生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2 人 ・家族経営協定の締結 に基づく給料制、休日 制の導入 ・収穫期に臨時雇用の 導入

- (注) 1 個別経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここまで、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者 1 人、補助従事者 1～2 人としている。
- 2 RCとはライスセンター、CEとはカントリーエレベーターのことである。

【組織経営体】

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + 麦 + 大豆	〈作付面積等〉 水稲 = 10.0ha 麦 = 5.0ha 大豆 = 5.0ha 〈経営面積〉 15.0ha	〈資本整備〉 ・トラクター (50ps) 1台 ・田植機 (6条植) 1台 ・コンバイン 4条刈 1台 ・乾燥は、RC、CE利用又は乾燥機(40石2台) ・大豆収穫機、選別機 1/3台 〈その他〉 ・麦、大豆の二毛作とする ・作付の団地化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・経営体の体質強化のため自己資本の充実 ・青色申告の実施 ・PCを活用した経営管理	・主たる農業従事者 3人 ・施設機械の効率的利用や農繁期における臨時雇用者の確保による作業管理の効率化及び過重労働の防止 ・従事者全員の社会保険への加入

(注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で地域の他産業従事者と遜色のない水準の生涯所得を行い得るもの(例えば、農事組合法人、株式会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの)。

2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者の所得の平均が第1に掲げる目標に到達することを基本とする。

3 RCとはライスセンター、CEとはカントリーエレベーター、PCとはパーソナルコンピュータのことである。

第3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

真岡市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

2 市の取組

市は、第1の7の(2)に掲げる、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

とちぎ農業経営・就農支援センター、芳賀農業振興事務所、はが野農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的を開催するとともに、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修先及び空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢となるよう教育機関や真岡市教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

芳賀農業振興事務所、真岡市農業委員会、はが野農業協同組合等と連携・協力して研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導等を行うことにより、青年新規就農者等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、関係機関が協力し、地域農業の担い手として育成する体制を強化する。

また、真岡市認定農業者協議会など農業者団体との交流の機会を設けるほか、農、商、工、観の連携を図り、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

優良事例や他産業の経営ノウハウに関する研修等の機会の提供などにより、知識や技能の習得を支援する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が地域計画において、地域内の農業を担う者（その後10年間につき、農業経営を営むことが見込まれる者又は委託を受けて農作業を行うことが見込まれる者（地域計画策定前には、人・農地プランの中心経営体））に位置づけ、本構想に基づく青年就農計画の作成を促し、新規就農者育成総合対策や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策及び栃木県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談についてはとちぎ農業経営・就農支援センター、芳賀農業振興事務所、はが野農業協同組合、技術や経営ノウハウについては、芳賀農業振興事務所やはが野農業協同組合、就農後の営農指導等フォローアップについては芳賀農業振興事務所、はが野農業協同組合、真岡市認定農業者、農業士等、農地の確保については真岡市農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における 農用地の利用に占める面積のシェアの目標
80%

- (注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他作物については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。
2 目標年次はおおむね10年先とする。

○効率的かつ安定的な農業経営の育成経営体数の目標

経営形態	営農類型	育成経営体数の目標	
個別経営体	水稲+麦+大豆+作業受託	85	
	いちご	60	
	トマト	33	
	なす	20	
	切り花（スプレーマム）	16	
	鉢物（シクラメン）	24	
	酪農	44	
	養豚	14	
	水稲+麦+大豆+たまねぎ	6	
	水稲+いちご	245	
	水稲+いちご+たまねぎ	20	
	水稲+にら	33	
	水稲+夏秋なす+半促成なす	40	
	水稲+麦+夏秋なす	3	
	夏秋なす+メロン	10	
	水稲+夏秋なす+春菊	5	
	水稲+夏秋なす+レタス	6	
	水稲+夏秋なす+ブロッコリー	6	
		計	670
	組織経営体	水稲+麦+大豆+作業受託	13
計		13	

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

真岡市は首都圏に位置する地理的優位性を活かし施設園芸を主体とした経営類型が数多く導入されているが、依然として水稻を中心とした土地利用型農業は、本市農業の中核をなしており、規模拡大を志向する認定農業者等への農地の利用集積を推進してきたが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及び担い手への農地の集積を推進するため、利用集積に対する地域での話し合いによる合意形成を促進し、必要に応じ集落営農の組織化を推進する。

なお、これらの取組によっても、なお担い手の確保が見込めない地域においては、農協等が出資した農業生産法人や地域との調和に配慮した他産業からの新規参入を進める。

(3) 関係団体との連携体制

真岡市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、栃木県、真岡市、真岡市農業委員会、公益財団法人真岡市農業公社、はが野農業協同組合、土地改良区等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

真岡市は、栃木県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する推進方針に定められた方向に即しつつ、真岡市の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行等の特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

このため真岡市は、農業経営基盤の強化を推進する目的で設置された真岡市担い手育成総合支援協議会や関係機関・団体等との連携のもと、農地中間管理機構（(公財)栃木県農業振興公社）が行う農地中間管理事業との適切な役割分担を図りながら、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 利用権設定等促進事業（地域計画策定までの経過措置に限る。）
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 地域計画促進事業に関する事項

(1) 協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、稲作、酪農、園芸作物等の繁忙期を避けて設定する。

(2) 協議の場の情報提供の方法

幅広い農業者の参画を図るため、市の広報やホームページへの掲載に加え、チラシを作成し、関係機関にも協力を依頼し、情報提供を行っていく。

(3) 協議の場の参加者

参加者については、区域内で営農している農業者をはじめ、多くの関係機関が参加するよう努めることとし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

(4) 相談窓口

協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を真岡市産業部農政課に設置する。

(5) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農地等が含まれるように設定し、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農地として維持することが困難な農地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(6) 地域計画の策定の進め方

地域計画の策定に当たっては、関係機関と密に連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定が行われているか確認する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項（地域計画策定までの経過措置に限る。）

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）及び（イ）に掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、（ア）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行なうと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が①のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、①の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理事業及び法第7条第1号に規定する農地売買等事業

を行う農地中間管理機構又は、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ ①から④に定める場合のほか、法第18条第3項第2号ただし書の政令で定める場合にあっては、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件は、別紙の1のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 真岡市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号経営局長通知）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 真岡市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当り農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

- ① 真岡市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 真岡市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 真岡市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、真岡市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 真岡市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 真岡市は、(5)の①の規定による真岡市農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 真岡市は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、はが野農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、真岡市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 真岡市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のイに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積（(1)④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、貸借及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方

法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 現状回復の費用の負担者

(ウ) 現状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 賃借期間の途中の契約終了時における違約金支払いの取決め

(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

真岡市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係わる土地について利用権の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地についての2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

真岡市は、真岡市農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めるとき又は(5)の①の規定による真岡市農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を真岡市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

真岡市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

真岡市は、利用権設定促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 真岡市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 真岡市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、真岡市農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係わる部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 真岡市は、②の規定による取消をしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消に係わる部分を公告する。

④ 真岡市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消に係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

真岡市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域農業関係者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる地域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落又は小字・町会)とするものとする。ただし、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がない限りにおいて、区域の一部を除外することが出来る。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号経営局長通知)様式第4号に定める様式の認定申請書を真岡市に提出して、農用地利用規程について真岡市の認定を受けることができる。
- ② 真岡市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 真岡市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を真岡市の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 真岡市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 真岡市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 真岡市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、芳賀農業振興事務所、真岡市農業委員会、はが野農業協同組合等の指導、助言を求めてきたときは、真岡市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 公益財団法人真岡市農業公社が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

真岡市は、次の掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 公益財団法人真岡市農業公社その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事業に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 公益財団法人真岡市農業公社による農作業の受委託のあっせん

公益財団法人真岡市農業公社は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせ

んに努める。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

真岡市は、1から4までに掲げる事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 真岡市は、畜産担い手育成総合整備事業による基本施設等の導入を進め、自給飼料の安定供給を通じた畜産物生産を推進するとともに、カントリーエレベーター等の農業近代化施設の導入を促進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上での条件整備を促す。

イ 真岡市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、作付転換を促進し、望ましい経営の育成を図ることとする。需要に応じた作物の生産を推進し、農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

ウ 真岡市は、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努めるとともに、農村の活性化を図り農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。また、農業者だけでなく地域住民、自治会などが幅広く参加できる活動組織を育成し、農地の保全活動に加えて、農村の自然や景観などを守る地域共同活動の促進に努める。

エ 真岡市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

真岡市は、真岡市農業委員会、芳賀農業振興事務所、はが野農業協同組合、土地改良区その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第3の指標で示す効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画において当面行うべき対応を関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を協力して推進する。

② 農業委員会等の協力

真岡市農業委員会、はが野農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、真岡市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、真岡市は、このような協力の推進に配慮する。

6 地域計画（策定前にあつては、実質化された人・農地プラン）との一体的な運用に関する事項

真岡市において、地域計画において、地域内の農業を担う者（地域計画策定前にあつては、人・農地プランに位置づけられた中心経営体）は、地域農業の担い手として認知されていることから、認定農業者になるよう促し、指導・助言・情報提供等を行うものとする。

7 経営改善計画の目標達成に向けた支援に関する事項

真岡市は、認定農業者が経営改善計画に沿って経営改善が図られるよう、専門家等の活用を推進し、経営改善計画の最終年における目標達成に向けて、関係機関・団体等が連携して指導・助言等の支援を行うものとする。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成26年2月10日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成26年9月9日から施行する。
- 3 この基本構想は、令和3年9月17日から施行する。
- 4 この基本構想は、令和5年9月15日から施行する。

別紙1（第5の2（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃貸借又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 賃貸の算定基準	③ 賃貸の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 存続期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報を十分に考慮し、当該農地の生産条件を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の賃貸の額に比準して算定し、近隣の賃貸がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される賃貸の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の賃貸の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 賃貸を金銭以外のもの 1. 定めようとする場合には、その賃貸は、その金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 2. この場合において、その金銭以外のもの 3. で定められる賃貸の支払等の定めは、農業委員会が定める「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 賃貸は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る賃貸の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 賃貸を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る賃貸の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき真岡市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して策定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。